

令和7年度 事業計画

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

第一 基本方針

2024 年の日本経済は、一時停滞感を強めたものの回復基調を維持し、3 月にマイナス金利を終了し、日経平均株価は史上最高値を更新、公示地価上昇率や春闘賃上げ率はバブル期以来の伸びを記録するなど、幅広い分野でインフレ経済への回帰が見られた。

一方、条件に挙げた①賃金の持続的上昇、②コスト増の販売価格への転嫁、③サービスを含めた物価上昇の広がり、④安定的な物価上昇予想はいずれもクリアしたものの、政府は慎重で、デフレに戻る可能性を残すとして「デフレ脱却宣言」は留保した。

景気面では、年初に大手自動車メーカーの出荷停止などからつまずいた後、年央以降は個人消費の復調や好調なインバウンド需要により回復はしたものの、円安や人手不足、海外景気の減速・停滞が逆風となり、2024 年通年ではマイナス成長となった。

2025 年の日本経済は、個人消費の拡大持続、海外景気の復調を受けた輸出の増加、設備投資の拡大により回復基調が維持され、金利上昇の影響により年後半は一時的な停滞の可能性はあるものの、13.9 兆円規模の経済対策が下支えし、成長率は1%台半ばまで高まるものと予想されている。

こうした経済状況等を背景に、公益社団法人東広島法人会として13年目を迎える当法人会は、取り巻く社会環境の変化に的確に対応しつつ、「法人会の理念」に則り、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織及び財政基盤の強化を図るため会員増強に力を入れるとともに、地域社会の活性化に配慮しつつ、税や地域の経済・社会環境の整備改善に寄与する公益目的事業活動を積極的に展開する。

また、「活動なくして会員増強なし」という至極当然のことを再認識し、委員会活動、支部活動等を通じて会員企業同士の交流が活発化・多様化することを支援し、ビジネス開拓に有益な情報が得られる機会の提供に取り組む。

第二 主な事業活動

1 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

(1) 税の啓発活動・租税教育活動の充実

税務研修会、租税教室、税に関する絵はがきコンクール、税の広報活動等を引き続き実施する。特に次代を担う小学生に税の重要性を正しく理解し、関心を持ってもらうため、租税教育及び租税教室の一層の拡大・充実を図る。

なお、今年度も青年部会では市内小学校の「租税教室への講師派遣」を、女性部会では「税に関する絵はがきコンクール」を重点施策と位置づけ、積極的に推進する。

また、申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」、e-Tax の利用推進、ダイレクト納付の推進に努める。

（２） 研修活動の充実

一般の企業及び市民、会員に対する税法・税務の知識の一層の普及啓発に努めるため、各種の研修会、経営セミナー、講演会等の開催を計画し、研修内容に応じた有効な教材の作成配布を行う。

（３） 税に関する広報の充実

税知識の普及啓発を目的として、広報誌及びホームページ等各種媒体を利用したマイナンバー制度、消費税のインボイス制度、e-Tax や eLTAX の利用推進、改正電子帳簿保存法をはじめとする税法の改正事項等を、広く一般の企業、市民、会員に対し、時宜にかなった情報を発信する。

（４） 税制改正への提言

令和６年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制が創設され、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置が講じられた。

加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等が行われるとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等が行われた。

当法人会では、全法連が取りまとめた「令和７年度税制改正に関する提言」を地元出身の国会議員、市長及び市議会議長に手交する等提言活動を積極的に行っている。

令和７年度税制改正のスローガンでは、①「金利のある世界」が到来。新たな財政再建目標の策定を、②企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を、③人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置を、④中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を掲げている。

我が国経済が大きな転換期を迎えている中、今後も法人会は税のオピニオンリーダーとして我が国の将来を展望した建設的な提言に努めていく必要がある。

また、近年は地震、台風、風水害、雪害など大規模な自然災害が日本各地で発生し、被災者数は従来とは比較にならないほど増加していることから、国を挙げて被災地の確実な復旧・復興等に取り組むことはもとより、税制面での新たな控除制度の創設等が急務である。

２ 地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

地域社会への貢献と地域社会の健全な発展を目的とした講演会を実施する。

また、社会貢献活動の一環として行う「AED（自動体外式除細動器）」の公共施設等への寄贈は継続して実施する。

なお、酒まつりで担当する清掃活動等は、当会の活動を広くアピールできる機会でも

あることから継続して参加する。

3 法人会活動を活性化することを目的とする事業

(1) 組織の強化・充実

- イ 公益性拡大の観点から加入率 60%以上を目標とし、金融機関・関係諸団体の協力を得ながら会員増強に努めるとともに、会員の退会防止にも努める。
- ロ 年間を通じて会員増強に努めることとするが、特に9月から12月の4ヶ月間を「会員増強月間」と定め、役員を中心に積極的な会員増強に取り組む。
- ハ 新入会員や青年部会卒業者の会活動への参画意識の醸成を目的に、半年に1回程度、理事会終了後に新入会員等に対する説明及び懇親の場を設ける。
- ニ 全法連が掲げる「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を踏まえ、今年度新たに健康経営推進のための委員会を設置し、健康経営に関する広報に努め、多くの企業等が関心をもって取り組む環境整備に向けた研修会等を開催し、会員の拡充強化に努める。

(2) 広報活動の充実

法人会の知名度の向上、活動内容の周知等に加えて会員増強を図るため、会報誌「ほうゆう」の発行や当法人会ホームページへの情報掲載等について更なるデジタル化を進め、広報活動の充実に取り組む。

(3) 青年部会・女性部会の充実

イ 青年部会

「青年部会のあり方（指針）」に沿って、「税の啓発」をはじめとする活動の充実を図る。部会活動の大きな柱である「租税教室」への講師派遣、及び「部会員増強運動」については、今まで以上に積極的に取り組む。

また、「財政健全化のための健康経営プロジェクト」に対する会員の理解を深め、主体的かつ継続的に取り組む。

ロ 女性部会

「女性部会のあり方（指針）」に沿って、法人会活動の充実・活性化に努める。

税の啓発活動の一環である市内の全小学6年生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を継続実施するとともに、内容の充実を図る。

また、全法連女性部会の方針を踏まえたSDGsへの取り組みや税務署長による講演会は女性部会の活動の一つとして定着させるため積極的に取り組む。

(4) 法人会会員の福利厚生の上昇に資することを目的とする事業

- イ 環境の変化等を的確に捉え、安定的な成長となるよう協力3社と推進協力を努め、「1社でも多くの会員企業を守りたい」という福利厚生制度創設時の理念のもとで更なる普及推進を図る。

なお、今年度も組織委員会と合同で会員増強施策や各種事業を行う等協力3社の協業や商品の相互販売を進め推進の拡大を図る。

- ロ 支部別新規加入企業の目標設定及び表彰については、支部別の目標件数を設定し、目標を達成した支部に報奨金を贈呈する。

(5) 会員支援事業

会員の企業活動を支援することがひいては法人会活動の活性化に繋がるとの認識の下、今年度も公益社団法人である当会の特色を出しつつ、親会、青年部会、女性部会が一丸となって、会員企業支援のために、出会いの場、交流の機会を設けられるよう努める。

(6) その他

西条税務署管内税務協力団体連絡協議会等他団体が行う諸事業に、積極的に協力・参加し交流を図っていく。